

調査・設計等業務における労働環境改善（ウィークリースタンス） の実施について（お知らせ）

令和5年3月
下 関 市

調査・設計等業務における受発注者の労働環境の改善を図ることを目的とし、下関市においても下記のとおり「ウィークリースタンス」を行うこととしますのでお知らせします。

※ウィークリースタンスとは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、1週間における受発注者間相互のルールや約束事を定めること

記

1. 対象業務

原則、全ての調査・設計等業務とする。

（土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質・土質調査業務）

ただし、災害対応等の緊急を要する業務は除く。

2. 取組内容

契約後、受発注者相互で取り組む実施項目を設定する。（複数選択可）

- ① 作業依頼する場合は、正規の勤務時間以外には行わない。
- ② 作業依頼する場合は、適切な作業時間を確保し期限を設定する。
- ③ 休日の前日（金曜日等）に作業依頼する場合は、休日明け日（次週の月曜日等）を期限日としない。
- ④ 昼休み、定時間際、定時後の作業依頼の連絡や打合せを行わない。
- ⑤ ノー残業デーに作業依頼する場合は、翌日を期限日としない。
- ⑥ その他、上記以外で取り組む内容がある場合に設定する。

3. 実施方法

契約後、受発注者間で協議を行い、取組内容を決定し、「業務計画書」または「設計打合せ・協議記録簿」等に記載する。

取組期間については、初回打合せ時（取り組む実施項目を設定した日）から工期末までとする。

4. 実施時期

令和5年4月1日以降に入札公告する業務及び、履行中の業務で労働環境改善の取組が可能なもの。